

## 横芝光町農業委員会1月第10回定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年1月8日(水) 午後4時～午後4時20分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (10名)

会 長	4番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8番	伊藤 博明		
委 員	1番	小川 文彦		
	3番	永野 邦子	5番	伊藤 直樹
	6番	花澤 成晃	7番	向後 隆輝
	10番	下高原 美津子	11番	伊藤 裕児
	12番	秋葉 芳明		

4. 欠席委員 2番 川島 理昭 9番 鈴木 茂樹

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
主幹兼農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第3 議案第2号

令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

## 7. 会議の概要

事務局	<p>これより、令和7年1月第10回農業委員会定例総会を開会します。</p> <p>はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会 長	<p>(伊藤会長挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、2番 川島 理昭委員 9番 鈴木 茂樹委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、12名中10名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。</p> <p>それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。異議なしの声がありましたので、指名をいたします。</p> <p>3番 永野 邦子委員、7番 向後 隆輝委員 2名の方をお願いします。</p> <p>会議書記につきましては、いつものとおり事務局の布施主幹を指名しますのでよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>日程第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見についてを上程します。</p> <p>事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について</p>

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和7年1月8日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目の土地は原方字白銀の畑1筆、計2,451㎡です。

転用の目的は畜舎で、賃借権の設定になります。

申請地①の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東に約3.8kmの位置にあり、農業振興地域整備計画に定める農用地区域に該当し、用途は「農業用施設用地」と定められています。

譲受人は養豚業を営む法人の認定農業者であり、事業規模を拡大するため畜舎を建設するものです。事業計画によると隣接する雑種地と併せて3,029㎡の土地に、畜舎2棟と飼料タンクを建設することで既存の畜舎と一体的な運用が可能となり、肥育状況に応じた豚の管理と、病気や火災時のリスクヘッジが行えるとのことです。

参考に付けてあります公図の写しをご覧ください。薄く色付けしてある部分が今回の申請地でここに畜舎1棟を、申請地に囲まれた部分、ここが雑種地で地番が〇〇〇〇番〇ですが、ここに小ぶりの畜舎1棟と飼料タンクを建設します。

今回の申請地が農地法第5条第2項第1号イに定める「農用地区域にある農地」に該当し、「畜舎」の用途が同条同項本文の規定による「農用地利用計画において指定された用途に供する」ことに該当するため、例外的に許可が見込まれます。

敷地は一部コンクリート舗装をし、雨水は未舗装部分に自然浸透させます。

隣接する農地所有者へは事業について説明済で、大根土地改良区の受益地からは除外手続き済です。

工事期間は令和7年2月15日から令和7年8月15日までを予定しています。

建設費は、融資により賄う予定であり、融資決定通知書により必要な資金を確保していることを確認しています。

続いて申請地②の土地は、栗山字鶴巻の畑1筆、1,011㎡です。

転用の目的は太陽光発電設備の設置になります。

申請地②の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地②は、横芝駅から南東へ約2.1kmの位置にあります。

譲受人は大阪の会社ですが、関東でも再生可能エネルギー事業を行っており、県内では横芝光町・市原市・木更津市等で農地転用許可を受け太陽光発電設備を設置しております。

本申請地は都市計画法に定める用途地域内に所在するため、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用許可が見込まれる農地種別となります。

隣接農地は存在せず、周辺住民へは事業内容の説明を行っております。

なお、土地改良区の受益地からは外れており、雨水は地下浸透で処理します。

転用期間は令和7年2月15日から令和7年4月30日までを予定しております。

建設費等は、自己資金より賄う予定であり、金融機関の預金残高証明書により必要な資金を確保していることを確認しました。

なお、発電した電気は代表取締役を同一人とする別会社へ売電するとのことです。以上が、第1号の説明となります。

議 長

ご苦労様でした。ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番

7番 向後です。本件は、現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、土地改良区の受益地を除外済であり、隣接所有者へ事業計画の説明を行っており同意を得ていることから問題ないと考えます。以上です

議 長

説明が終了しましたので、1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

次に、2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

1 2 番

1 2 番 秋葉です。本件は、現地を確認したところ畑としての利用はなされておらず、周辺住民への説明を行っており、反対はないことから問題はないと考えられます。よろしくお願ひします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終了しましたので、2件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長

続いて、日程第3 議案第2号 令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法等改正法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧農業経営基盤強化促進法

第18条第1項の規定により令和6年度第7次農用地利用集積計画（案）が提出されたので、本会の議決を求める。

令和7年1月8日提出 横芝光町農業委員会 会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定が3件、所有権移転が2件です。

利用権を設定する者と利用権設定を受ける者は資料に記載のとおりです。

新規設定1件目は、篠本字百石新田の田1筆、864㎡、期間は約10年間です。

設定する権利は、賃借権となります。

2件目は、篠本字新八丁の田1筆、字百石新田の田1筆、合計2筆、9,904㎡、期間は約10年間です。

3件目は、篠本字昭和の田1筆、1,938㎡、期間は、約10年間です。

続いて、所有権移転ですが、所有権を移転するもの、所有権の移転を受けるものは資料に記載のとおりです。

1件目は、木戸字十割の畑1筆、2,085㎡。

2件目は、原方字鍋田の畑1筆、3,356㎡です。

なお、本計画（案）につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第2号の説明となります。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに新規設定1件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

次に、2件目の案件についての質疑を許します。

（質疑なし）

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、3件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、3件目の案件についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

次に、所有権移転1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、1件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定しました。

続いて、2件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので質疑を終了して、2件目の案件について採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定しました。

以上で提案されました議案の審議をすべてを終了します。

慎重審議ご苦労様でした。

事務局

以上をもちまして、令和7年1月第10回農業委員会定例総会

を閉会します。